

学校感染症に伴う出席停止の扱いについて

学校感染症にかかった場合や、かかっている疑いがある場合は流行を防ぐため、出席停止となります。医師の診断により、治癒したと認められた旨を「治癒届」にて保護者の方がご記入の上、担任へ提出してください。

インフルエンザ(H5N1を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の席が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	感染のおそれがなくなるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがなくなるまで
第三種()	感染のおそれがなくなるまで

※ 「～した後〇日」の場合、その症状が発現した翌日を1として数える

----- き り と り -----

治癒届

年 月 日

年 組 氏名

登校可能との診断をうけましたので、届け出ます。

受診した医療機関名

療養期間

月 日 () ~ 月 日 ()

医師の診断結果 (番号に○をつけてください)

- 1 インフルエンザ A・B 2 百日咳 3 麻疹 4 流行性耳下腺炎 5 風しん
6 水痘 7 咽頭結膜熱 8 結核 9 髄膜炎菌性髄膜炎 10 ()